



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑦⑧ ●

福祉用具について

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険で『福祉用具』を借りて利用する、または、購入して利用することができます。今回は福祉用具を「借りる場合」「購入する場合」に利用できる福祉用具の種類をご紹介します。

◆ 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

県で指定を受けた指定福祉用具貸与事業所で専門相談員の助言を受けて利用します。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事をともなわないもの)	②スロープ (工事をともなわないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車いすとその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト (つり具の部分を除く)	⑪自動排泄処理装置	



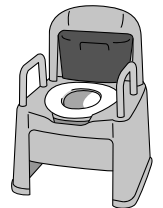
※要支援1・2、要介護1の方は、原則として①～④以外の福祉用具を介護保険で借りることができません。(ただし、例外として利用できる場合があります。)

◆ 福祉用具を購入する（福祉用具購入費の支給）

県で指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すりなど)	③簡易浴槽
④移動用リフトのつり具の部分	⑤自動排泄処理装置の交換可能部品	

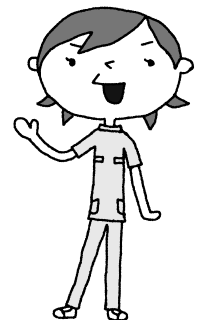


◆ 貸与・購入にかかる利用者負担

- 福祉用具貸与の場合 … 借りる費用の1割
- 福祉用具購入の場合 … 購入費用の1割（支給対象限度額は年度ごとに10万円までです。）

※利用については、担当ケアマネジャー、介護保険係へご相談ください。

福祉用具を上手に利用すれば、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなります。しかし、適切に利用できなければ、かえって体の衰えを招くことになってしまいます。利用にあたっては、どのような福祉用具を選び、活用していけばよいかを担当ケアマネジャーなどと十分協議しましょう。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)